

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		許可証等及び製造所等のタンク検査済証の再交付
根拠法令等及び条項		栃木市危険物の規制に関する規則第10条及び第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市危険物の規制に関する規則第10条及び第11条
	参考事項	消防法第11条第1項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市危険物の規制に関する規則</p> <p>第10条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者（法第11条第6項の規定により設置者の地位を承継した者を含む。）は、当該製造所等に係る設置許可証又は変更許可証（以下「許可証等」という。）等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付申請書（別記様式第13号）に理由書を添えて市長に再交付の申請をすることができる。</p> <p>2 前項の申請をする場合において、その理由が汚損又は破損によるときは、汚損し、又は破損した当該許可証を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の申請がやむを得ないものであると認めるときは、当該許可証を再交付するものとする。この場合において、当該許可証等の表面余白に再交付と表示するものとする。</p> <p>第11条 製造所等のタンク検査済証の再交付については、前条の規定を準用する。</p>	